

青森県報

第七百五十九号

令和六年
五月十日
(金曜日)

目次

告示

○要保護児童対策地域協議会の設置の一部改正……………	(こども)	一
○クリーニング業法によるクリーニング師の研修及び業務従事者講習の指定……………	(みらい課)	一
○指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………	(保健衛生課)	一
○身体障害者福祉法による指定医の指定医辞退届書の提出……………	(障がい課)	二
○児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………	(同)	三
○家畜伝染病の発生……………	(同)	三
○土地改良区の役員の就任……………	(畜産課)	三
○土地改良区の役員の就任及び退任……………	(東青地)	三
○土地改良区の役員の退任……………	(県民局)	三
○土地改良区の役員の就任……………	(三八地)	四
○土地改良区の役員の退任……………	(県民局)	四
○土地改良区の役員の就任……………	(同)	四
○土地改良区の役員の退任……………	(同)	四
○土地改良区の役員の就任……………	(西北地)	五
○土地改良区の役員の退任……………	(県民局)	五

告

示

青森県告示第二百九十三号

平成十九年三月三十日青森県告示第二百四十三号(要保護児童対策地域協議会の設

置)の一部を次のように改正する。

令和六年五月十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

第四条中「青森県健康福祉部こどもみらい課」を「青森県こども家庭部こどもみらい課」に改める。

三の表中「青森県健康福祉部こどもみらい課」を「青森県こども家庭部こどもみらい課」に、「青森県警察本部生活安全部少年女性安全課」を「青森県警察本部生活安全部人身安全対策課」に改め、「青森県地域活動連絡協議会」を削る。

青森県告示第二百九十四号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修(以下「研修」という。)及び同法第八条の三の規定による業務従事者に対する講習(以下「講習」という。)を次のとおり指定したので告示する。

令和六年五月十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 主催者の住所及び名称

東京都港区新橋六丁目八の二

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

二 研修及び講習の名称

1 研修

(一) 令和六年度青森県クリーニング師研修(第一型)

(二) 令和六年度青森県クリーニング師研修(第二型(通信制))

2 講習

(一) 令和六年度青森県クリーニング業務従事者講習(第一型)

(二) 令和六年度青森県クリーニング業務従事者講習(第二型(通信制))

三 開催日時及び場所(第一型)

1 研修

日 時	場 所
令和六年七月二十一日(日) 午後一時から午後五時まで	八戸市根城八丁目八の一五五 八戸市総合福祉会館
令和六年七月二十八日(日) 午後一時から午後五時まで	上北郡東北町字乙供五八 青森原燃テクノロジセンター
令和六年九月一日(日) 午前十時から午後五時まで (うち廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を得るための講習(以下「特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習」という。)の科目は、午前十時から正午まで)	青森市中央三丁目二〇の三〇 県民福祉プラザ
令和六年九月八日(日) 午後一時から午後五時まで	むつ市本町二の七 はねやホテル

2 講習

日 時	場 所
令和六年七月二十一日(日) 午後一時から午後五時まで	八戸市根城八丁目八の一五五 八戸市総合福祉会館
令和六年七月二十八日(日) 午後一時から午後五時まで	上北郡東北町字乙供五八 青森原燃テクノロジセンター
令和六年九月一日(日) 午後一時から午後五時まで	青森市中央三丁目二〇の三〇 県民福祉プラザ

令和六年九月八日(日)
午後一時から午後五時まで

むつ市本町二の七
はねやホテル

四 受講対象者

1 研修

(一) 原則として青森県内に所在するクリーニング所の業務に従事するクリーニング師(第一型)

(二) 青森県内に所在するクリーニング所の業務に従事するクリーニング師のうち第一型研修を都合により受講できない者(第二型(通信制))

2 講習

(一) 原則として青森県内に所在するクリーニング所又は無店舗取次店のクリーニング業務に従事する者(第一型)

(二) 青森県内に所在するクリーニング所又は無店舗取次店のクリーニング業務に従事する者のうち第一型講習を都合により受講できない者(第二型(通信制))

五 受講申込書の提出先

青森市堤町二丁目一六の一 理容会館一階

公益財団法人青森県生活衛生営業指導センター

六 受講料

1 研修受講料

(一) 五千円(特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習を含まないもの)

(二) 八千円(特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習を含むもの)

(三) 三千円(特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習のみのもの)

2 講習受講料 四千五百円

青森県告示第二百九十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和六年五月十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者	名 称	株式会社エイビス青森
	主たる事務所の所在地	三沢市日の出四丁目九四の三二七
障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスの種類	就業継続支援A型
	障害福祉サービス事業を行う事業所	エイポール
廃止年月日	名 称	三沢市日の出四丁目九四の三二七
	所在地	令和六・五・三

青森県告示第二百九十六号

青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第四条の規定により、次の指定医から指定医辞退届書の提出があったので、同規則第五条の規定により告示する。

令和六年五月十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏 名	勤 務 する 病 院 等	氏 名	指 定 辞 退 年 月 日
	日下 歩	三沢市立三沢病院	令和六・六・七
所 在 地	診 療 科 目	所 在 地	
三沢市大字三沢字堀口一六四の六五	泌尿器科（じん臓機能障害、ぼうこう機能障害）		

青森県告示第二百九十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

令和六年五月十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害児通所支援事業者	名 称	一般社団法人eripp
	主たる事務所の所在地	弘前市大字城南二丁目二の四
障害児通所支援の種類	障害児通所支援の種類	児童発達支援
	障害児通所支援事業を行う事業所	こどもサポーターめでの
指 定 年 月 日	名 称	弘前市大字田園二丁目三の七
	所在地	令和六・五・一

青森県告示第二百九十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

令和六年五月十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者の別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨーネ病	牛	患者	一	十和田市	令和六・四・三

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、青森北部土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和六年五月十日

東青地域県民局長 上 沢 謙 一

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 の 年 月 日
理事	工藤 賢俊	青森市大字後潟字大原二〇	令和六・四・二

土地改良区の役員
の
就
任
及
び
退
任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、田子町土地改良区から、次のとおり役員
の
就
任
及
び
退
任
の
届
出
が
あ
つ
た
の
で、同条第十八項の規定により公告する。

令和六年五月十日

三八地域県民局長 松 尾 英 輔

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	嶋山 嘉昭	三戸郡田子町大字遠瀬字新田一〇	令和六・四・二就任
〃	澤口 勝	〃 字遠瀬六五	〃
〃	大坊 和民	大字山口字八幡平六の六	〃
〃	木根 榮	大字石亀字道地三	〃
〃	千葉 和義	大字田子字清水頭五二	〃
〃	村木 勉	大字相米字細野五の二	〃
〃	新井田 哲雄	大字田子字新井田平五一	〃
〃	岡田 富雄	大字茂市字茂市五九	〃
〃	向井 邦雄	大字田子字向山二六	〃
〃	佐野 隆男	〃 字舞手五二の三	〃
〃	長畝 正幸	〃 字池振下モ平三	〃
〃	七	〃	〃
〃	白板 文雄	大字原字原五六	〃

令和六年五月十日

三八地域県民局長 松 尾 英 輔

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退 任 の 年 月 日
監事	脇谷 敦子	大字相米字細野九の一	〃
〃	岩間 理絵	大字関字関九八の一	〃
〃	釜淵 嘉内	大字田子字七日市三七	〃
〃	福田 信雄	大字原字飯豊九五	〃
〃	高沢 靖直	〃 字雀ヶ平六七	〃
理事	嶋山 嘉昭	大字遠瀬字新田一〇	六・四・二退任
〃	澤口 勝	〃 字遠瀬六五	〃
〃	大坊 和民	大字山口字八幡平六の六	〃
〃	木根 榮	大字石亀字道地三	〃
〃	千葉 和義	大字田子字清水頭五二	〃
〃	村木 勉	大字相米字細野五の二	〃
〃	七日市 登	大字田子字七日市七三	〃
〃	市村 節男	大字茂市字茂市一四	〃
〃	向井 邦雄	大字田子字向山二六	〃
〃	佐野 隆男	〃 字舞手五二の三	〃
〃	土川 政幸	〃 字北川向三の二	〃
〃	白板 文雄	大字原字原五六	〃
〃	釜淵 嘉内	大字田子字七日市三七	〃
〃	福田 信雄	大字原字飯豊九五	〃
〃	高沢 靖直	〃 字雀ヶ平六七	〃

土地改良区の役員
の
退
任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、館土地改良区から、次のとおり役員
の
退
任
の
届
出
が
あ
つ
た
の
で、同条第十八項の規定により公告する。

令和六年五月十日

三八地域県民局長 松 尾 英 輔

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退 任 の 年 月 日
〃	〃	〃	〃

理事	清川 安美	八戸市大字尻内町字表河原一七の一	令和六・四・二
----	-------	------------------	---------

土地改良区の役員の内 和 人

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、西津軽土地改良区から、次のとおり役員の内 和 人の届出があつたので、同条第十八項の規定により公告する。

令和六年五月十日

西北地域県民局長 長 内 和 人

区役員の別	氏 名	住 所	就任の年月日
理事	成田 房子 八木橋 美智子	つがる市柏桑野木田福井五九の一 木造清水四三の二	令和六・四・三

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭